

みどりのこだま



福島県会津農林事務所
会津坂下農業普及所
電話 0242—83—2112
河沼郡会津坂下町大字見明字南原 881
金山普及所
電話 0241—54—2801
大沼郡金山町大字川口字上町 656—1

「有限会社しんかい農耕」が第 55 回福島県農業賞において農林水産大臣賞を受賞!!



(写真左：石田栄代表取締役、中央：佐藤雄平前福島県知事、右：石田やす子取締役)

福島県農業賞は、農業経営の改善や集団活動に意欲的に取り組み、顕著な業績をあげている経営体や集団を表彰し、本県農林業の振興と発展に資するとともに、県民の理解を深めることを目的に実施しており、今年度で第 55 回となる歴史ある賞です。

この度、会津坂下町の有限会社しんかい農耕（代表取締役 石田栄氏）が最高の栄誉である農林水産大臣賞を受賞されました。

有限会社しんかい農耕は平成 15 年に設立し、水稻を中心に、小麦、ソバの作付および作業受託による規模拡大を進め、平成 18 年には特定農業法人に認定されました。また、平成 24 年には「人・農地プラン」の中心的経営体に位置づけられるなど、地域における土地利用型農業の重要な担い手として活躍しております。

水稻栽培では、全面積で自家製籾殻堆肥による土づくりを基本とした減農薬・無化学肥料栽培を実施し、安全でおいしいお米の生産を行っています。また、水稻育苗作業終了後のハウスの有効利用と雇用労力の適正配分を図るため、ミニトマトの隔離ポットによる簡易養液栽培を新たに導入しました。この取組は、平塚部の大規模稲作経営体の園芸品目導入による複合経営化のモデルケースとして、管内に波及しています。

今後も、地域の中心的な担い手としての活躍が期待されます。

平成 26 年産米の全量全袋検査の結果について

米の全量全袋検査は今年が 3 年目となり、皆様のご理解とご協力をもって円滑に検査が実施されております。

会津みどり地域農業再生協議会管内の 26 年産米の検査は、会津坂下町で 8 月 29 日から始まり、平成 27 年 1 月 23 日現在、1,028,331 点をスクリーニング検査行い、1,028,325 点で測定下限値未滿となりました。過去 3 年の検査結果は下記の表のようになり、年々測定下限値未滿となる米の割合が増えています。このように会津みどり地域農業再生協議会管内の米は全て安全が確認され、出荷・販売されています。

なお、福島県内全域では、10,859,062 点がスクリーニング検査されました。その結果は、99.98%で測定下限値未滿となりました。また、28 点で詳細検査を行いました。全て基準値 (100Bq/kg) 未滿となりました。

表 3 年間の会津みどり地域再生協議会管内の米の全量全袋検査 (スクリーニング検査)

	25Bq/kg 未滿	25～50Bq/kg	51～75Bq/kg	76～100Bq/kg	合計
26 年産米	1,028,325	6	0	0	1,028,331
25 年産米	1,061,982	10	0	0	1,061,922
24 年産米	1,002,778	21	0	0	1,002,799

(金丸)

経営改善を図ろうと考えている農家の皆さん園芸品目を作ってみませんか？

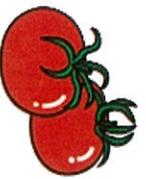
会津坂下農業普及所では、管内の主要園芸品目であるアスパラガス、トマト、キュウリ、ミニトマト、サヤインゲン、宿根カスミソウについて振興計画を策定し、産地生産力の強化に努め、これらの品目を中心に新規作付けを推奨しています。

農業経営に新たな品目の導入を検討されている方、園芸品目を作ってみませんか？

どの品目を選べばよいか？今の経営、労働力で栽培が可能かどうか？など、悩んでいる方は、会津坂下農業普及所までお気軽にご相談下さい。

表 各品目の経営イメージ

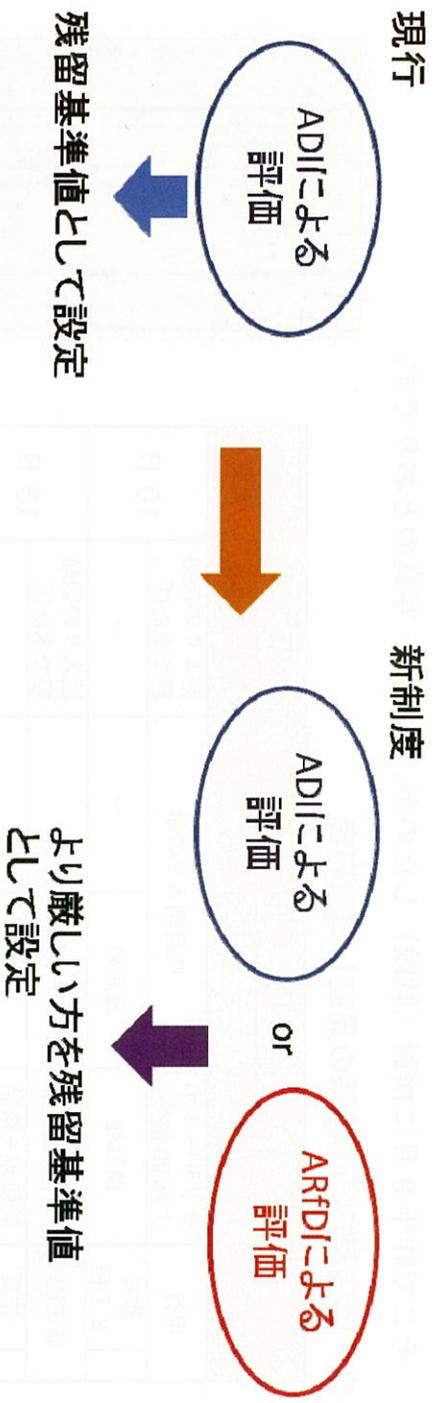
品目	栽培様式	栽培技術難易度	労働力	作型	栽培期間 (収穫期間)	生産量 (kg/10a)	粗収益 (千円/10a)
	施設	露地					
アスパラガス	施設	難	多	ハウス半促成 長期どり栽培	(3/下～10/上)	1,500	1,500
	露地	難	中	露地栽培	(4/下～10/上)	1,000	800
トマト	施設	難	多	夏秋雨よけ 栽培	4/下～10/下 (6/下～10/下)	10,000	2,600
	施設	難	多	夏秋雨よけ 栽培	4/下～10/下 (5/下～10/下)	10,000	2,800
ミニトマト	施設	中	多	夏秋雨よけ 栽培	4/上～11/上 (6/上～11/上)	6,000	3,240
サヤインゲン	露地	中	中	夏秋栽培	7/中～8/下 (8/中～8/下)	800	800
宿根カスミソウ	施設	中	多	8～10 月切り 【+季咲き】	6/上～10/下 (8/上～10/下) 【6/上～7/下】	10,000 本 【10,000 本】	1,000 【1,000】



(皆川)

短期暴露評価により今後多く農薬の使用方法が変更になります!!

平成 19 年のメタミドホスによる中国冷凍餃子事件、平成 25 年の冷凍食品へのパラチオン混入事件等の問題から、平成 26 年春に厚生労働省では、今後の残留農薬基準の設置に当たり、これまでの慢性的な健康影響評価に加えて急性的な影響評価（短期暴露評価）を導入していくことを決めました。そのため、農薬登録の制度は以下のとおり変更となります。



残留基準値として設定

ADI：生涯に渡って毎日摂取し続けても健康に悪影響が出ないと考えられる 1 日当りの量を体重 1kg あたりで示した値。主に**長期毒性の評価に用います**。

ARfD：その農薬が最も残留しやすい条件で、特定の農作物を 24 時間以内に大量摂取した場合でも、健康に悪影響が出ないと考えられる量を体重 1kg あたりで示した値。**短期毒性の評価に用います**。

つまり…

今後、農薬の使用制限が厳しくなります。 随時農薬の登録変更がされますが、在庫品も含め、変更後（予定）の使用方法を確認して使用してください。ラベルに記載されている登録内容から変更されていることがあるので、在庫品は特に注意が必要です。食品衛生法違反（残留基準超過）となる恐れがあるため、確認を忘れないようお願いいたします。

なお、平成 27 年 1 月 6 日現在、短期暴露評価導入により使用基準から作物名の削除が生じる農薬成分（農薬商品名）は下記の表の通りです。ただし、下記の表の農薬名及び変更内容はあくまで一部です。福島県のホームページ (<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/37200b/arfd.html>) に詳細な情報がありますので、参照して下さい。

表 変更となる農薬成分（平成 27 年 1 月 6 日現在）

成分名	農薬名 (例)	変更内容 (抜粋)
アセフエート	オルトラン、ジェイエース	剤型により異なる。モニトラト・ハツカダイコン削除、他品目で縮小
フルバリネート	マザリック	トマト削除
フェナリモル	ルビケン	トマト削除
NAC	ミクロデナポン	ズボウ・ハクサイ削除
カルボスルフアゾン	ガゼット、アトバインテージ	キュウリ・ナス・ネギ等削除
ベンゾラカルブ	オソコル	キュウリ・ナス・ネギ等、他品目で削除
ジメトエート	ジメトエート・ベジジョン	剤形により異なる。ジメトエート乳剤では、ハクサイ・トマト・ネギ等を削除

カスミソウ産地の新たなチャレンジ!!

昭和村のカスミソウ産地で取り組んでいる新しい鮮度保持方法について紹介します。

これまでのカスミソウの鮮度保持技術体系は、採花後に専用の鮮度保持剤による前処理（10時間水あげ）後、抗菌剤入りの水が入ったバケツに切花を立てて輸送してきました。しかし、季節毎に変わる前処理剤の吸収量の変化や前処理後の箱詰め作業等に手間がかかるなど、体系の見直しが求められていました。

そこで昨年9月に検討（試験）したのが、次の表・写真のとおりです。

表 鮮度保持技術体系の見直し試験内容

工程等	1日目	2日目	3日目	4日目以降	花持ち 日数
	採花・調製	予冷	輸送	市場・生花店	
現行	クリザールかすみ 20倍※		抗菌剤入りの水	糖入りの後処理で水あげ	10日
作業 2工程	前処理	箱詰め	—	—	
新工程	クリザールかすみ 30倍※				糖入りの後処理で水あげ
作業 1工程	前処理+箱詰め	—	—	—	13日



※クリザールかすみ：鮮度保持剤

写真 採花後 10日目の開花状況

採花・調製後に規定より薄めた前処理剤が入ったバケツに直ちにつけ、生花店までそのまま輸送するものです。これにより、どの時期においても鮮度保持剤が十分に吸収され、その効果により花持ちも向上する（上写真／新工程 [30倍液長時間処理] は花が咲ききり 10日目でも満開状態）ことがわかりました。また、作業面においても一工程の作業を省力化できることがわかりました。気になるコスト面については、試算した結果、同程度でした（試験の詳細は金山普及所までお問い合わせください）。

まだまだ作業工程上の課題はありますが、平成27年産より新たな鮮度保持技術体系として導入される予定です。

みずみずしい花を消費者に届けて喜んでもらうことが、ひいては切花の消費拡大につながります。現状に甘んじず、常に問題意識を持ち、消費地から選ばれる産地であり続けるための挑戦が続きます。
(岩沢)

平成27年産からゲタ・ナラシ対策の交付対象者が変わります!!

「畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）」及び「米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）」の交付対象者が、27年産から認定農業者、集落営農、認定新規就農者に限定されます。担い手の方が幅広く参加できるように、経営面積等の規模要件はありません。

また、認定農業者等の担い手となっていない方は、認定農業者や認定新規就農者となるか、集落営農に参加する必要があります。

集落営農の対象要件も、①組織の規約の作成、②対象作物の共同販売経理の実施、の2つに緩和されます。

27年産の加入申請期限（27年6月末）までに、交付対象者となるよう早めに準備をし、ゲタ・ナラシ対策に加入して経営の安定と発展を目指しましょう。

なお、米の直接支払交付金の交付要件はこれまでと同じです。

(野上)